

小型移動式クレーン運転技能講習実施細則

一般社団法人 山口県労働基準協会
徳山支部

1 講習日程

学科 6月4日(火) 9:00~17:10
6月5日(水) 9:00~17:20
実技 6月6日(木)、7日(金)、8日(土)、9日(日)、10日(月)のうち1日指定
(受付順に実技日を指定)
いずれも8:20~18:30

2 講習会場 (学科と実技の会場が異なりますのでご注意ください)

学科 周南地域地場産業振興センター
周南市鼓海2丁目118番地の24 TEL 0834-25-3210
実技 山口県立東部高等産業技術学校
周南市瀬戸見町15-1 TEL 0834-28-2233

3 講習科目及び内容 (時間割及び受験区分)

	科目	時間割	講習科目	時間	受講区分			
					A	B	C	
							1	2
第一日	学科	9:00~12:10	小型移動式クレーンに関する知識	6	○	○	○	
		12:50~16:00						
		16:10~17:10						関係法令
第二日	学科	9:00~12:10	力学に関する知識	3	○	○	免	
		13:00~16:10	原動機及び電気	3	○	○	○	
		16:20~17:20	学科修了試験	1	○	○	○	
第三日	実技	8:20~12:00	運転のための合図	7	○	合図免	合図免	
		12:40~16:20	クレーンの運転			○	○	
		16:30~18:30	実技修了試験			2	○	○

4 受講定員 40名

5 受講申込

- 1) 申込受付期間 5月10日(金) ~ 5月24日(金) (定員に達し次第締切ります)
尚、電話・FAXによる申込みはお断りいたしますのでご了承ください。
- 2) 申込先 (一社)山口県労働基準協会 徳山支部
〒745-0062 周南市月丘町3-5 岡寺ビル3F
TEL 0834-31-2383
- 3) 申込書 ホームページよりダウンロードいただきますようお願いいたします。
アドレス <http://www.yamakiren.or.jp>

6 留意事項

- 1) 申込に際し、『小型移動式クレーン運転技能講習開催のご案内』の資格区分欄をよくご確認ください。既に、当協会発行の複数の資格を1枚のカードにまとめた統合修了証(プラスチックカード製)の交付を受けておられる方は、修了証(表面)右上の「修了者ID」番号を申込書②の欄に必ず記入してください。
- 2) 学科講習時には、テキスト「小型移動式クレーンの運転」(平成30年8月)と筆記用具(HB または B の鉛筆)をご持参下さい。
- 3) 実技講習の際は、ヘルメット、作業着、脚絆、作業靴、軍手で受講し、筆記用具を持参して下さい。
- 4) 既に納入頂いた受講料は返金致しかねますので、欠席しないようお願い致します。また、講習に遅刻されると失格になりますのでご注意ください。
- 5) 実技講習では、半袖での受講をお断りしていますのでご注意ください。

7 修了証の交付

- 1) 全時間受講し修了試験に合格された方は、後日修了証を交付します。
- 2) 合格された方は通知しませんので、6月17～19日の間に本人または代理の方(勤務先の担当者)が印鑑を携行のうえ、(一社)山口県労働基準協会徳山支部まで修了証を受け取りに来てください。統合修了証の交付を受けておられる方は、新しい修了証を受け取りの際に旧修了証をご提出願います。

以上

上記留意事項については、受講者に十分お伝え下さい。

《 講習会場案内図 》

実技会場の詳細は、学科講習時に説明します。

